

障がい福祉サービスの種類

訪問系

- ・居宅介護・重度訪問介護
- ・同行援護・行動援護等

家に行って介護をしたり家の用事を行う
外に出るとき、お出かけするときの支援

日中活動系

- ・短期入所・療養介護・生活介護

昼間に活動するためのところ
(いつも介護が必要な人が対象)

訓練系・ 就労系

- ・就労移行支援
- ・就労継続支援（A・B型）等

仕事の間
はたらくために必要な訓練を行う

居住支援系

- ・施設入所支援・自立生活援助
- ・共同生活援助

住まい（施設やグループホーム）での支援

障がい児支援

- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス等

18歳までの子どもが対象。集団での
生活に慣れたり、放課後に過ごすところ

相談支援

- ・計画相談・地域相談支援等

サービスを使うための計画をつくる
サービスを使うための相談にのる